

第1回 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会 会議の概要		
開催日時	平成25年 5月10日(金) 午前9時～11時	
開催場所	奈良市役所 北棟5階 第21会議室	
議 題	1、開会 ・市長挨拶 ・委員の委嘱 ・委員と事務局の紹介 ・奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会の会長及び副会長の選出について 2、案件 ①奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例制定の経緯について ②地域での取り組みについて ・地域で決める学校予算事業 ・放課後子ども教室推進事業 ③奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直しについて 3、その他 4、閉会	
出席者	委員	伊藤 俊子 委員、梅林 聡介 委員、澤井 勝 委員、辻中 佳奈子 委員、中川 幾郎 委員、中川 直子 委員、福尾 和子 委員、室 雅博 委員、渡邊 新一 委員 【計9人出席】 (欠席委員：川村 創 委員)
	事務局	今西市民活動部長、萩原市民活動部次長、堀内協働推進課長、澤野井地域活動推進課長、松田地域教育課長 仲西協働推進課長補佐、上羅地域教育課長補佐 事務局(協働推進課)
開催形態	公開(傍聴人0人、報道関係者0人)	
決定事項	奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会の会長及び副会長の選出について ・会長が澤井勝委員、副会長が中川幾郎委員に決定した。	
担当課	市民活動部 協働推進課	
<b>議事の内容</b>		
<b>1、開会</b> ▶ 委員の委嘱を行った。 ▶ 各委員及び事務局の紹介を行った。 ▶ 会長は澤井勝委員に、副会長は中川幾郎委員に決定した。		
<b>2、案件</b> <b>(1)奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例制定の経緯について</b> ▶ 事務局(協働推進課)から、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例のパンフレットに記載されている「条例制定の経緯」について、ご覧おきいただく旨の説明を行った。		
<b>(2)地域での取り組みについて</b> i. 地域で決める学校予算事業 ii. 放課後子ども教室推進事業		

➤ 地域教育課から、地域での取り組みについての説明を行い、以下の意見をいただいた。

#### <事業について>

- 地域で決める学校予算事業経費は、放課後子ども教室推進事業の経費も含んでいるか。また、地域教育協議会と、放課後子ども教室推進事業は、どういった関係か。  
⇒（地域教育課）経費に含まれていない。また、地域教育協議会の下で運営委員会の方が放課後子ども教室の事業を企画しており、各小学校の運営委員会がこの事業を展開していただいているという形になっている。
- 地域で決める学校予算事業と放課後子ども教室推進事業のボランティアをどのように集めているか。  
⇒（地域教育課）放課後子ども教室推進事業は、各小学校の運営委員会を中心に地域の方々がコーディネーターとして、ボランティアを集めてもらっている。
- 学校で何割の子どもが参加しているか。  
⇒（地域教育課）平成19年度から24年度まで約2万人くらいであったが、割合としては少ないと思う。
- 教育協議会の課題について、事務局の負担が大きい、コーディネーターの不足、ボランティアの不足、教職員の理解度の不足、の4つ程度に分類されるが、その対策は。  
⇒（地域教育課）コーディネーターについては、年間6回の研修を実施し、事業を進めていく上でのコーディネーターの役割等の研修を行っている。事業については、事業への理解を図るために、教職員研修を行っている。また、協議会の会長及び1名の総合コーディネーターに集まっていただき、事業の趣旨の理解や今年度の方向性を決めている。併せて、奈良市の地域教育を進めていく上での委員会を設置し、連合会、PTA、各学校講師の代表、地域の方々に集まっていただき、事業のことについての提言をいただいている。地域で決める学校予算事業については、外部の有識者5名による評価会議を通して事業計画を検討し進めている。

#### <国との関係について>

- 国は、地域で決める学校予算事業や放課後子ども教室推進事業を継続していくのか。地域で皆一生懸命取り組んでいるため、国の方針で地域が振り回されることなく、市として継続してほしい。
- コミュニティの再構成の意味でも、国の方針で地域が振りまわされるという事について、どうしていくかが課題である。  
⇒（地域教育課）国は次年度以降もこの事業が大事だという方向で、継続すると聞いている。
- 地域教育協議会や運営委員会のモデルや組織の形は文科省の方針か。  
⇒（地域教育課）奈良市として運営委員会を新たに設置した。

#### <校区内の連携について>

- 五日制で土曜教室を実施していた時の方が、子どもたちがもっと自由に参加していた。現在、土曜日に参加していた子どもたちが放課後に、どの地域も入っているのか疑問に感じている。  
⇒（地域教育課）地域教育推進事業は地域の方々の要求もあり、平成23年度に地域で決める学校予算事業と放課後子ども教室推進事業の2つに整理統合した。放課後子ども教室は、言葉は「放課後」だが、これまでの居場所づくり事業の取り組みも、

土日に関わらず、平日も含めて放課後の一つの事業の中で展開していただくというところを、もう少し説明していく必要がある。

- 校長によっても方針が異なる。教育委員会を始め、行政の姿勢そのものにも何か揺らぎがあるのではないかと思う。
- 地域は学校に協力しているが、学校の姿勢が揺らぐと困る。
- 子どもがいない人たちが、地域の学校教育にどのように関わっていくかも念頭に、今後事業を考えていってもらいたい。
- サポーター募集等の回覧をまわしても、自分から参加する勇気がないため、細かく声をかけていけば協力していただける。

#### <事業の校区単位について>

- 現在中学校単位で事業を実施しているが、地域コミュニティの重要性が何度も指摘されており、小学校区単位でも考えていってもらいたい。
- 学校を中心にできた校区のまとまりを、どのように学校から自立できるかという議論もある。  
⇒（地域教育課）現在、一体的に取り組みを進めていく小学校区の事業と、中学校を中心とする事業の、2つに整理をして展開していつている。このことは非常に重要だと感じており、財政面でも予算要求しながら、継続していく取り組みができるようにしていきたいと考えている。
- 放課後子ども教室事業は小学校区であり、地域で決める学校予算事業は、中学校区であるが、中学校区を小学校区に移行という話はないか。  
⇒（地域教育課）地域で決める学校予算は、中学校区から小学校、幼稚園にも予算が分配されており、中学校区での活動と、各小学校独自の活動の二本で事業が進んでいる。幼稚園から中学校までの接続を考えた上で、地域全体の子どもを育てるといふ継続的な取り組みとして、地域で決める学校予算事業は中学校区で進めていきたい。
- 奈良市は中核市で人口も多いため、昔から小学校区単位では政策を展開するのは困難であるという政策判断があったと思う。そのため政策ベースが常に中学校区単位になっているが、中学校区単位は形式的に流れやすい。実際に顔も名前も分かり、日常的に挨拶も交し、心も分かりあえるのは、小学校区単位以下である。そのため、小学校区より大きくなってはいけないのではないか。これらの方向性を見据えて、条例をうまく活用できるか加味して考えるべきである。

#### <市民参画及び協働によるまちづくり条例との関係について>

- 市民参画及び協働によるまちづくり条例は、市民公益活動団体をベースに審議が始まったが、途中で地縁型の市民団体も対象にすべきではないかと確認され直している。NPOも地縁型の団体も、双方とも協働のパートナーである。

#### (3) 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直しについて

- 事務局（協働推進課）から、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直しについて説明を行い、以下のような意見をいただいた。

#### <条例の見直しの経緯について>

- （事務局）奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例が「施行後5年を超えない期間ごとに見直す」となっているため、今年度見直しの議論を行っていく。

### <条例見直しのスケジュールについて>

- 5月、6月、7月、8月に審議会を4回開催し、条例を改正する場合は9月又は10月にパブリックコメントを実施し、11月の第5回審議会にて、条例案を確定し、平成26年3月定例会市議会に提案したいと考えている。

### <条例見直しの論点について>

- 現在の条例の見直しの論点は以下の4点で、①「地域コミュニティ政策について」が大きな論点となる。
  - ①地域コミュニティ政策について
    - …条文を新たに設けるかを含め、どこまで明記するか
  - ②市民との協働の推進及び市民公益活動の促進のための施策について
    - …より詳しく書いている自治体があり、どこまで詳しく明記するか
  - ③非営利公益市民活動促進基金について
    - …行政側で見解を出し、それをもとに審議会で判断
  - ④市民提案制度について
    - …どの様にするのか

### <コミュニティ政策について>

#### (奈良市の地域の現状)

- 奈良市でこれまで経験してきたコミュニティ政策を、どう活かせば良いか考える必要がある。教育協議会でできた人間関係を基盤にコミュニティのあり方を定義すると分かりやすく、具体的なコミュニティ政策として制度に組み込んだり、柱にすることもできる。奈良市社会福祉協議会には地区社協があり、福祉コミュニティは結集力があるが、具体的な課題もある。これらの具体的なコミュニティ政策の経験をどう活かし、普遍的なコミュニティ政府を作っていくかという議論もあっても良い。以上を前提として、奈良市のコミュニティのあり方を把握し共有することが必要である。
- 地域によって温度差がある。
- まちづくり協議会の概念が、行政で考える概念と、奈良市の自治連合会が考える概念で異なる。そこをどう表現していくかも問題となる。

#### (条例への明記の方法)

- コミュニティ政策について条例に明記する場合、2通りの方法がある。
    - ①条例を先に作り、各地区自治連合会と共有する
      - …仮称でも良いが、「総合型自治協議会を作ることができる」とし、認定要件等を別に規則で定める。
    - ②各地区自治連合会の気運が上がってきってから、条例に追加する
      - …総合型自治協議会が組織されてまちづくり協議会が全地区で完成した段階で、条例に条文を追加する。若しくは、別途総合型自治協議会設置に関する条例のようなものを策定する。
- ⇒ (地域活動推進課) 条例を明記する時期は、①と②の間でやっていきたい。
- ①では自主的に動いてもらえなくなるため、②で気運が高まった地域から始める方が良い。活動の活発な地域とそうでない地域もあり、活発な地域でもやり方や関わり方が異なるため、あまり細かいところまで決めることができない
- 条文の抽象度を高め、別に認定要件等を規則などで定めるのも一つの方法である。

- 推進計画にモデル地区やまちづくり協議会のパターンについて明示する方法もある。
- 奈良市では各地区自治連合会の気運が高まってから条例に明記する方法が良いと思う。

#### (条例見直しの進め方)

- 今回の条例改正は、地縁型の頑張っている市民の志を、本条例で取り入れているということを表明できる良い機会である。また、地域地縁型組織とNPOの2つを結び合わせる構想まで奈良市が持っているということを出す機会でもある。その意味で、地縁系の団体が結集して総合型自治協議会のようなものを作ることは良いことであるということ宣言しても良い。そうなるのであれば、条文に入れないわけにはいけない。
- 本審議会では地域の現状を細かく把握しにくい。そのため、地域コミュニティについては地域活動推進課と自治連合会で現状を把握し協議してもらいたい。

### 3、その他

- 次回の審議会は、6月25日(火)10時から、7月30日(火)10時から開催する。

### 4、閉 会